

# 労働基準行政の組織

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として 321 の労働基準監督署が置かれています。これらはすべて国の機関です。

労働基準行政では、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開しています。

厚生労働省労働基準局

都道府県労働局 / 47 箇所

労働基準監督署 / 321 箇所



# 労働基準監督官の主な業務

## 監督指導業務

労働基準法などにに基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して、法違反が認められた場合には事業主に対しその是正を指導します。危険性の高い機械や設備には使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。



法令に基づき事業主に是正を指導

## 安全衛生業務

労働安全衛生の専門的な知識を活かして、クレーンやボイラーなど特殊な機械の検査や建設工事に関する計画書の審査を行い計画変更命令等を行うこともあります。じん肺など職業性疾病やメンタルヘルス不調の未然防止に向けた取組を推進します。



クライミングクレーンの落成検査

## 司法警察業務

監督指導の結果、法違反の是正について指導されたにもかかわらず従わないなど重大・悪質な事案については、刑事訴訟法に規定される司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検します。



捜索・差押許可状を被疑者へ提示

## 労災補償業務

働く人の、業務上または通勤による負傷や疾病などに対し、被災者からの労災請求に基づき、関係者からの聞き取りや医学的意見の収集などの調査を行った上で保険給付を行います。



CT画像による肺の陰影の確認

## 労働契約とは

働く人と雇う側(会社)との間で、働く際の条件(契約内容)について、お互いが納得した上で、「働きます」「雇います」と交わす約束を「労働契約」といいます。



※条件については、働く人と会社の合意で決めるのが基本ですが、低い給料(賃金)や長い残業時間などとても悪い条件になってしまうことがないように、労働法でルールを決めています。

# 労働基準法

【働く人を守る最低限のルール】

労働基準法に満たない労働条件は**無効**

現在の三重県最低賃金がいくら  
か知っていますか？

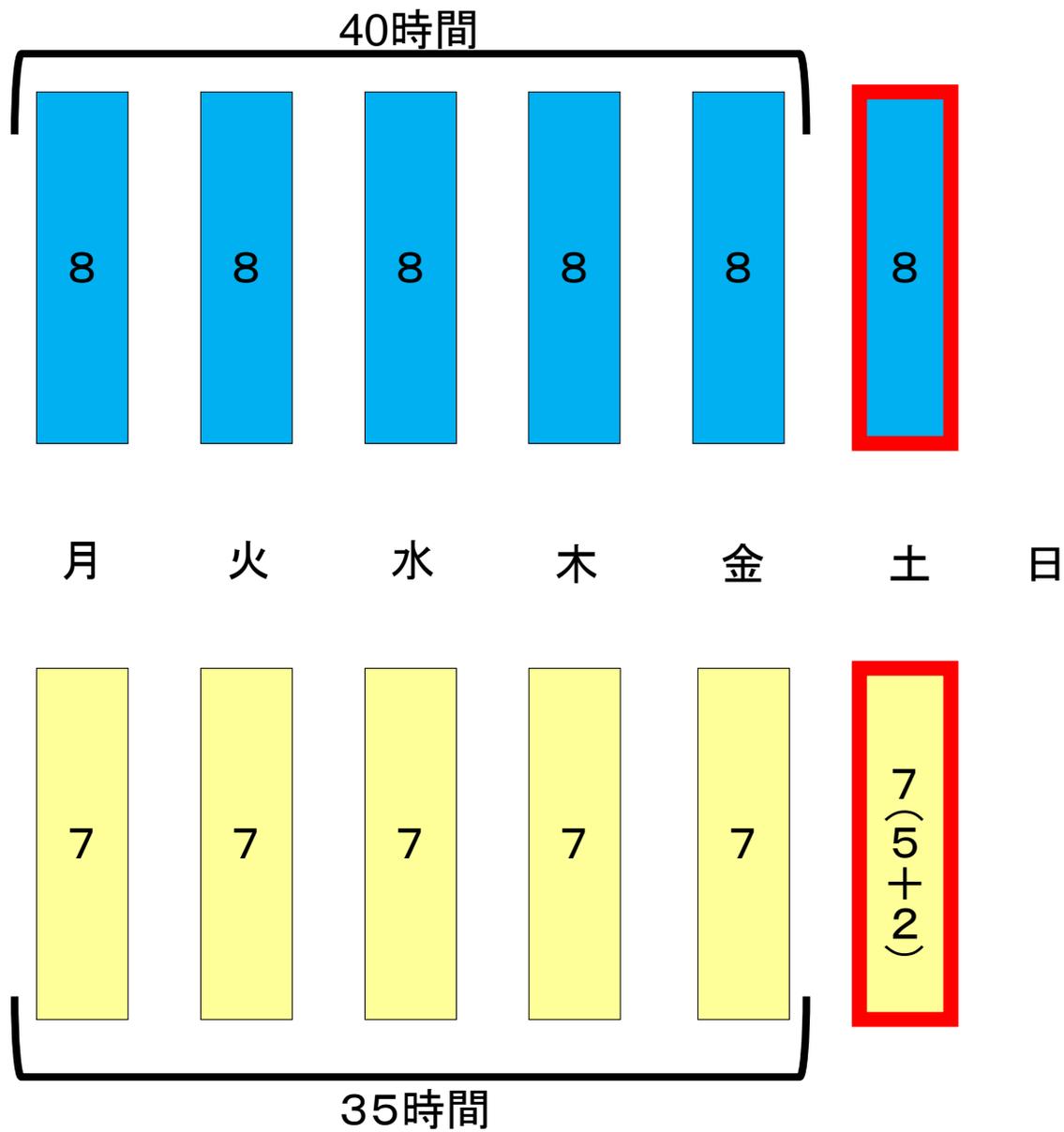
①902円

②933円

③973円

④1023円

⑤1087円



# 時間外労働の上限とは？

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
  - 時間外労働が年720時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
  - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

時間外労働を深夜に行った場合（時給1000円の場合）

時間外労働の割増賃金 1000円×0.25 250円

深夜の割増賃金 1000円×0.25 250円

が加算され

時間額1500円の支払いが必要になります！

※60時間以上の時間外労働であればさらに250円加算されます

休日労働を深夜に行った場合（時給1000円の場合）

休日労働の割増賃金 1000円×0.35 350円

深夜の割増賃金 1000円×0.25 250円

が加算され

時間額1600円の支払いが必要になります！

### 固定残業代

例えば、「残業時間が多くても少なくても残業代を毎月3万円を払う」といった残業時間によらず決まった金額の残業代を払う契約を結んだ場合でも実際に3万円分以上の残業を行った場合、3万円を超えた部分について会社は労働者に差額を払わなければいけません。

# 年次有給休暇

## • 付与日数(労働基準法第39条第1項)

### 1. 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

### 2. 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤務日数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3